

公立学校職員の給与に関する教育委員会規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

令和7年10月9日の栃木県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨にのっとり、令和7年度栃木県議会第409回通常会議において議決された栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例により、関係する規則の一部改正をするものである。

2 改正の概要

(1) 公立学校職員の宿日直手当支給規則（昭和34年規則第6号）

宿日直勤務1回あたりの支給額の改定を行う。

- ・一般当直 4,400円 → 4,700円 (+300円)
- 勤務5時間未満の場合 2,200円 → 2,350円 (+150円)
- ・寄宿生介護当直 7,400円 → 7,700円 (+300円)
- 勤務5時間未満の場合 3,700円 → 3,850円 (+150円)

(2) 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信

教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和35年規則第21号）

へき地学校等に勤務する職員に支給される地域手当の額の限度においてへき地手当を支給しない規定（併給調整）を廃止する。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

○公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第15号

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

公立学校職員の宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の宿日直手当支給規則（昭和34年栃木県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第3条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき<u>4,700円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,350円</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 特別支援学校に勤務する職員が、その特別支援学校の寄宿生に対する介護の業務を主とする宿日直勤務をした場合 勤務1回につき<u>7,700円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>3,850円</u>とする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第3条 宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき<u>4,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,200円</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 特別支援学校に勤務する職員が、その特別支援学校の寄宿生に対する介護の業務を主とする宿日直勤務をした場合 勤務1回につき<u>7,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>3,700円</u>とする。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の宿日直手当支給規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(教育政策課)

○栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第16号

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(へき地手当と地域手当との調整)</u></p> <p><u>第1条の2 栃木県の区域又は地域手当の支給に関する規則</u>（昭和46年栃木県人事委員会規則第2号）別表に掲げる地域に所在する条例別表第3に掲げるへき地学校等に勤務する職員には、条例第12条の規定により支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（教育政策課）